



地方公共団体金融機構

2014. 9

納付金だより

(第159号)

秋冷の候 皆様方には、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、公営競技納付金につきましては、依然として厳しい経営状況の中で、施行者の皆様方をはじめ関係各位のご理解とご協力を賜りまして、ここに厚くお礼申し上げます。

今回の「納付金だより」では、平成25年度納付金の納付状況、地方公共団体健全化基金の状況及び法令改正に伴う公営競技納付金の変更点等についてお知らせします。

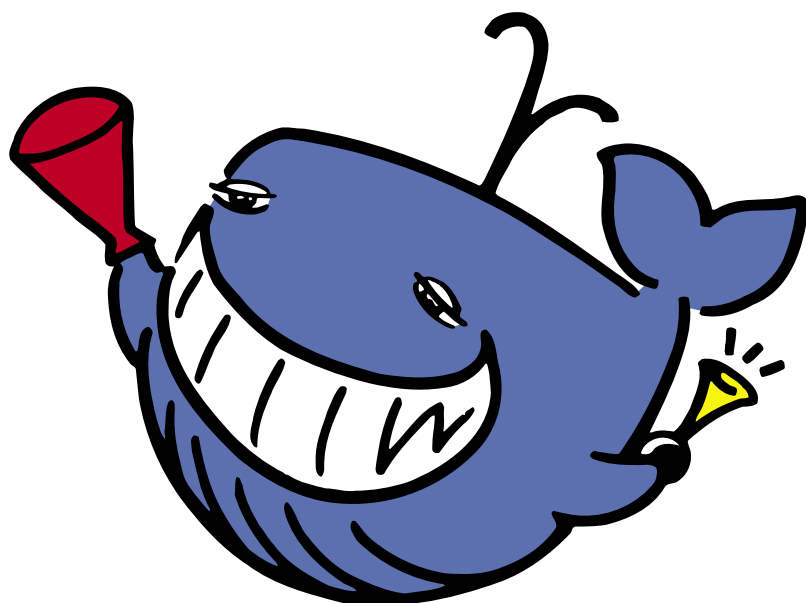


ボートレース平和島（府中市主催）

Character (Vol.51)

今回は、ボートレース平和島のキャラクターを紹介します。

ピースター



（キャラクターの由来）

水生動物の王様であるクジラのもつおおらかな雰囲気や強力な存在感、ダイナミック感が「東京ベイボート平和島」のイメージにふさわしいものとなっています。

名前は、一般公募により「ピースター」と決定されました。

（施行者から一言）

平成26年12月18日から23日までボートレース界最高峰のレース「SG 第29回 賞金王決定戦（THE GRAND PRIX）」を開催いたします。

皆様、ぜひ平和島にご来場ください。

公営競技納付金の納付状況（平成25年度）

平成25年度に納入いただきました公営競技納付金は、31億5百万円で、前年度比17.5%の減少となっています（納付団体数は、23団体）。

なお、平成21年度以降の納付金の推移は、下記のとおりです。

（単位：百万円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
納付金額	8,532	6,696	3,830	3,763	3,105

公営競技施行団体数の状況（平成26年度）

平成26年4月1日現在の公営競技施行団体数は、延べ222団体、純計197団体となっています。

区 分	都道府県			市町村			合計			(参考) 主催者数
	施行形態		小計	施行形態		小計	施行形態		合計	
	単独	組合		単独	組合		単独	組合		
競 馬	2	9	11	2	37	39	4	46	50	14 (10)
競 輪	5	2	7	39	14	53	44	16	60	47 (3)
オート	1	0	1	6	0	6	7	0	7	7 (0)
競 艇	1	0	1	20	84	104	21	84	105	36 (15)
延団体数	9	11	20	67	135	202	76	146	222	104 (28)
純 計			16			181			197	

（注）（ ）書きは、一部事務組合数の内書きです。

地方公共団体健全化基金の状況

地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から収益金の一部（公営競技納付金）を受け入れて、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を地方公共団体への貸付けの利下げに充てています。

平成25年度は、利下げ補てん所要額186億53百万円に対し、基金運用益は155億69百万円となり、差額の30億84百万円を組入基金から取り崩した結果、平成25年度末の基金残高は9,225億61百万円となっています。

＜地方公共団体健全化基金の推移＞

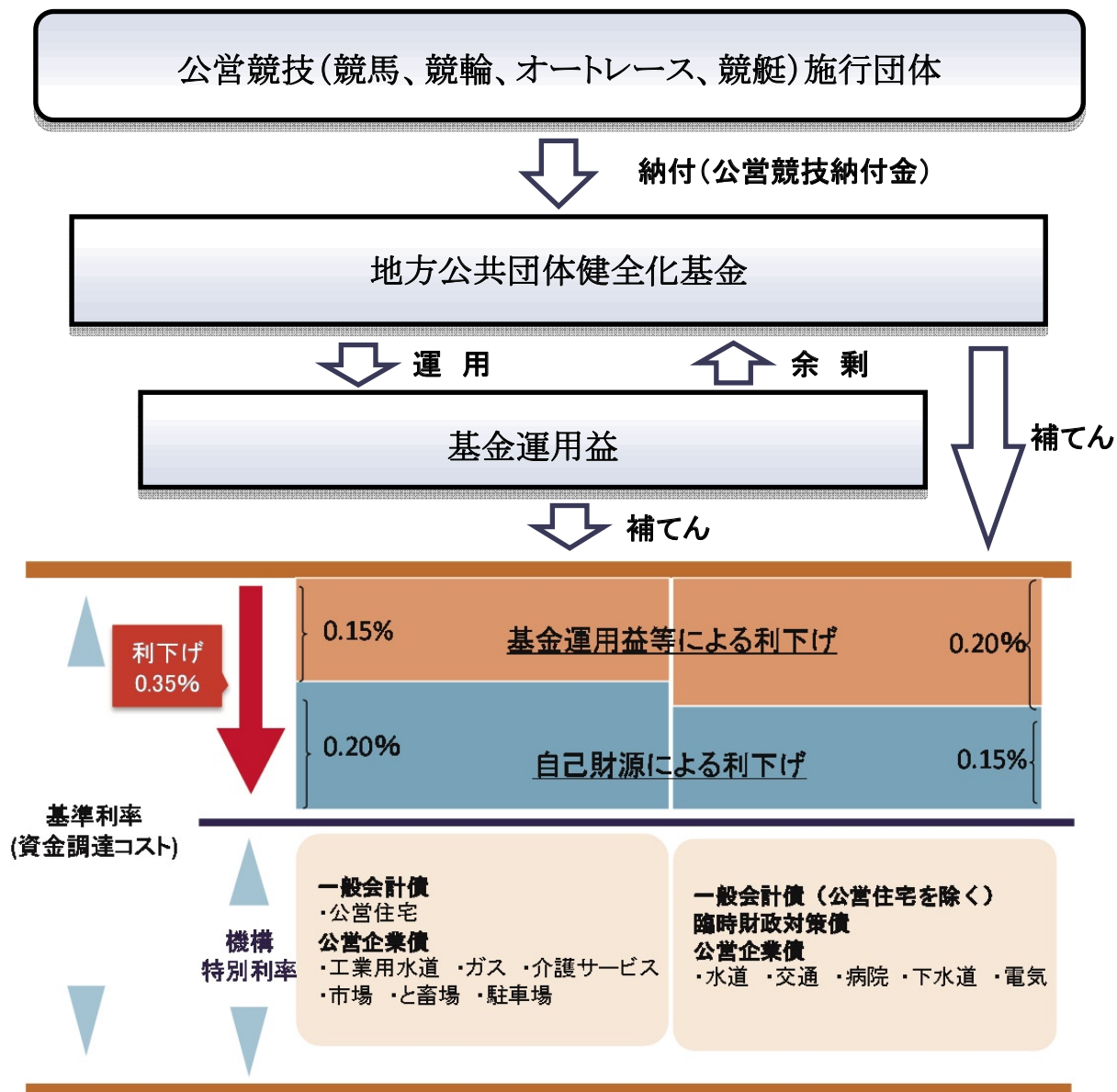
（単位：百万円）

年度	期首 基金 残高	納付金	運用状況			基金 組入額 （▲は 受入額） C-D-E=F	基金 増加額 B+F=G	期末 基金 残高 A+G=H
			運用益	管理費	利下げ 補てん 所要額			
	A	B	C	D	E			
20	903,354	▲10,479	12,179	0	10,379	1,800	▲8,678	894,675
21	894,675	8,532	24,069	0	20,337	3,731	12,263	906,939
22	906,939	6,696	21,384	0	19,196	2,187	8,884	915,823
23	915,823	3,830	19,281	0	19,063	216	4,047	919,871
24	919,871	3,763	17,044	0	18,110	▲1,066	2,697	922,568
25	922,568	3,076	15,569	-	18,653	▲3,084	▲7	922,561

（注1）単位未満切捨てのため、計が一致しない場合があります。

（注2）平成20年度開催分の納付金から、従前の分割納付・還付制度が廃止され、確定した決算により算定した納付金額を開催翌年度の11月30日までに一括納付することとされたことに伴い、平成20年度は施行団体からの納付がなく、平成19年度までの還付のみが生じたものです。

特別利率制度のしくみ



※機構特別利率は、同一償還条件の財政融資資金の利率を下限としています。

※港湾整備、観光施設、産業廃棄物処理は基準利率によります。

機構資金の貸付状況（平成25年度）

平成25年度中の事業別貸付額の状況は、以下のとおりです。

事業名		平成 25 年度 貸付計画額 (百万円)	平成 25 年度貸付実績		
			貸付件数 (件)	貸付額 (百万円)	構成比 (%)
一般会計債	○公 共 事 業 等	63,200	464	99,882	4.7
	○公 営 住 宅 事 業	17,700	178	18,974	0.9
	○旧 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	199,800	1,436	246,589	11.6
	○全 国 防 災 事 業	400	7	1,306	0.1
	○学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業	6,700	124	6,244	0.3
	○社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	15,000	176	19,254	0.9
	○一 般 事 業	9,500	82	7,921	0.4
	○地 域 活 性 化 事 業	5,700	143	7,102	0.3
	○防 災 対 策 事 業	18,100	327	27,803	1.3
	○地 方 道 路 等 整 備 事 業	51,400	636	64,752	3.0
	○合 併 特 例 事 業	158,200	712	188,866	8.9
	○緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	2,900	99	12,757	0.6
計		548,600	4,384	701,448	33.0
○臨 時 財 政 対 策 債		671,900	805	692,153	32.5
公営企業債	○上 水 道 事 業	127,500	852	125,742	5.9
	○簡 易 水 道 事 業	12,600	297	15,867	0.7
	○一 般 交 通 事 業	2,800	13	939	0.0
	○都 市 高 速 鉄 道 事 業	38,900	25	27,434	1.3
	○病 院 事 業	78,000	390	81,026	3.8
	○下 水 道 事 業	334,200	2,039	346,189	16.3
	○工 業 用 水 道 事 業	11,800	95	10,302	0.5
	○電 気 事 業	1,700	20	3,741	0.2
	○ガ ス 事 業	6,800	25	3,538	0.2
	○介 護 サ ー ビ ス 事 業	2,000	20	1,789	0.1
	○市 場 事 業	4,900	37	3,750	0.2
	○と 畜 場 事 業	600	13	3,069	0.1
	○駐 車 場 事 業	1,700	3	1,957	0.1
	港 湾 整 備 事 業	2,900	29	2,968	0.1
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	100	11	390	0.0
計		626,500	3,869	628,700	29.6
◎被 災 施 設 借 換 債		5,000	0	0	0.0
◎特 定 被 災 地 方 公 共 団 体 借 換 債		128,000	2,167	104,745	4.9
合 計 (うち機構特別利率対象事業分)		1,980,000 (1,977,000)	11,225 (11,185)	2,127,046 (2,123,688)	100.0 (99.8)

(注 1) ○印は、機構特別利率の適用事業です。

(平成 23 年度以前の同意（許可）債については、特別利率又は臨時特別利率が適用されます。)

(注 2) ◎印（特定被災地方公共団体借換債）には、基準利率での貸付けが含まれます。

(注 3) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

機構資金の貸付残高

平成26年3月末現在の長期貸付残高は、以下のとおりです。

(平成26年3月末現在)

事業等名		件数(件)	金額(百万円)	構成比(%)
一般会計債	公共事業等	756	155,291	0.7
	公営住宅事業	4,980	422,968	1.8
	全国防災事業	7	1,306	0.0
	学校教育施設等	132	9,729	0.0
	社会福祉施設整備事業	481	53,407	0.2
	一般事業	308	38,052	0.2
	臨時河川等整備事業	2,931	125,188	0.6
	臨時高等学校整備事業	315	49,351	0.2
	臨時地方道整備事業	26,984	2,555,188	11.1
	地域活性化事業	514	34,375	0.2
	防災対策事業	1,065	101,394	0.4
	地方道路等整備事業	3,635	418,520	1.8
	合併特例事業	2,723	723,542	3.1
	緊急防災・減災事業	2,147	339,578	1.5
	計	46,978	5,027,889	21.8
臨時財政対策債		4,013	3,317,863	14.4
公営企業債	上水道事業	44,782	3,556,868	15.4
	簡易水道事業	6,621	200,335	0.9
	一般交通事業	129	9,983	0.1
	都市高速鉄道事業	800	1,250,052	5.4
	病院事業	2,721	711,568	3.1
	下水道事業	122,736	8,387,659	36.3
	工業用水道事業	2,253	216,401	0.9
	電気事業	629	46,934	0.2
	ガス事業	335	36,559	0.2
	港湾整備事業	1,144	74,796	0.3
	介護サービス事業	355	24,779	0.1
	市場事業	496	72,114	0.3
	と畜場整備事業	86	9,700	0.0
	観光施設事業	62	3,895	0.0
	駐車場整備事業	377	49,843	0.2
	産業廃棄物処理事業	21	3,178	0.0
	地域開発事業(注1)	10	809	0.0
	計	183,557	14,655,473	63.4
地方道路公社	有料道路(公社)	310	81,751	0.4
合計		234,858	23,082,976	100.0

(注1) 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。

(注2) 有料道路事業、市街地再開発事業及び宅地造成事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社に対しては貸付を行いません。

(注3) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

公営競技の収益の額の算定方法について

－公営競技に係る納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令－

「公営競技に係る納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第116号）」が平成25年12月20日付で公布・施行され、公営競技納付金の納付限度額を算定する際に用いる「収益」の算定について、特例措置の見直しが行われることとなりました。

その概要は、次のとおりです。

1. 改正の趣旨

競輪及びオートレースについて、「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成24年法律第11号）」の施行に伴い、公営競技施行団体から地方公共団体金融機構への納付金の算定における、交付金の還付が納付金の増額につながらないようにする特例措置が新たに設けられることになりました。

2. 特例措置の内容

以下の金額については、「事業外収入」とみなして計算することになります。

- ・ 自転車競技法（昭和23年法律第209号）第17条第4項の規定により還付された金額
- ・ 小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第21条第4項の規定により還付された金額

3. 適用日等

- ・ 公布の日から施行する。
（ただし、平成25年度に施行した競技に係る納付金から適用）

地方公共団体金融機構参与会議の開催

当機構では、公営競技納付金制度の円滑な運営を図るため、公営四競技の施行者の全国組織代表者及び地方公共団体関係者に参与を委嘱しておりますが、平成26年度の地方公共団体金融機構参与会議は去る8月21日に当機構で開催されました。

当日の会議では、渡邊理事長の挨拶のあと、経営企画部長から地方公共団体金融機構の決算・貸付・資金調達・地方支援についての報告が行われ、引き続いて機構を巡る諸情勢や公営競技の現状等に関して、出席者による意見交換や質疑応答が行われました。

なお、平成26年8月21日現在の地方公共団体金融機構参与は次表のとおりです。



地方公共団体金融機構参与

(敬称略)

団 体 名	参 与	
	職 名	氏 名
全国公営競馬主催者協議会	神奈川県川崎競馬組合管理者	黒 川 雅 夫
全国競輪施行者協議会	埼玉県知事	上 田 清 司
全国小型自動車競走施行者協議会	福岡県飯塚市長	齊 藤 守 史
全国モーターボート競走施行者協議会	福岡県芦屋町長	波多野 茂 丸
全国知事会	栃木県知事	福 田 富 一
全国市長会	福井県福井市長	東 村 新 一
全国町村会	北海道乙部町長	寺 島 光一郎



当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」、「安心感」、「信頼感」(※)を象徴する3つのブロックが集まって一つの円を形作ることで、機構の設立・運営における全地方公共団体の結束を表しています。

また、地方公共団体(Local Government)の「公」と「L」の文字に由来する内部の「三角形」から、外に向かって放射状に線が延びることで、地方公共団体及び当機構の未来に向けた飛躍を表現しています。

(※)

- ・ 長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」
- ・ 地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」
- ・ 地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」

公営競技納付金等についてお尋ね、御連絡がありましたら、下記までお願いします。

〒100-0012

東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館

地方公共団体金融機構管理部経理課

T E L : 03 (3539) 2685

F A X : 03 (3539) 2613

H P : <http://www.jfm.go.jp/>